

若狭町教育委員会パートタイム会計年度任用職員募集要項

令和6年4月採用予定の若狭町教育委員会パートタイム会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 職名、採用予定数等

職名	採用予定数
スクールバス運転手	1人

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づくパートタイム会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

教育委員会事務局長の指示のもと次の業務を行う。

- (1) スクールバス運転業務
- (2) 校外学習バス運転業務
- (3) スクールバス、校外学習バス運行計画業務
- (4) 学校施設の修繕等に関する業務

4 勤務場所

若狭町教育委員会事務局（若狭町立小・中学校）

5 任用期間

令和6年4月から令和7年3月31日（月）まで

※ 期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 応募資格

- (1) 年齢、学歴は問いません。
- (2) 中型免許（8t限定なし）または大型免許取得者

(3) 地方公務員法第16条に規定に該当する人は、受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 若狭町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考の方法、日時及び会場

日時・会場	令和6年4月下旬（予定） ※ 面接の日時及び場所については、後日連絡します。
選考方法	面接試験（個別面接）
結果発表	令和6年4月下旬（予定） ※ 結果は、合否に関わらず、受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、市販の履歴書を添えて、次のとおり提出してください。申込書は、若狭町教育委員会事務局で配布します。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送又は持参による。 〈提出書類〉 (1) 若狭町教育委員会パートタイム会計年度任用職員採用申込書 (2) 履歴書 〈郵送の場合〉 封筒に若狭町教育委員会パートタイム会計年度任用職員採用申込書及び履歴書を入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和6年4月16日（火）から令和6年4月30日（火）まで

	※ 持参の受付は、上記の期間の土曜日、日曜日、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町教育委員会事務局

9 勤務条件

勤務時間	<p>(1) スクールバス運行日 午前7時00分から午後3時30分まで 休憩時間60分</p> <p>(2) スクールバス運行日以外 午前8時30分から午後4時30分まで 休憩時間60分</p> <p>(3) 1週間当たり5日の勤務</p> <p>※ 所定勤務時間を超えて勤務することは、原則としてありません。 ※ 学校行事のため、土曜日又は日曜日が勤務日になることがあります。</p>
休日等	<p>週休日：原則として土曜日、日曜日</p> <p>休日：国民の祝日、年末年始</p> <p>※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。</p>
休暇等	<p>有給休暇：年次有給休暇、夏季休暇等</p> <p>無給休暇：産前産後休暇、母子保健検診休暇等</p>
報酬	<p>時間額 1,160円</p> <p>※ 給与改正があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。</p>
諸手当	<p>一定の条件のもと、条例、規則等の定めるところにより、交通費、期末手当等が支給されます。</p>
加入社会保険	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。 ※勤務条件による</p>
公務災害補償	<p>地方公務員災害補償制度又は労働者災害補償制度が適用されます。</p>

<p>服務</p>	<p>地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。</p> <p>(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)</p> <p>※ 営利企業への従事等の制限は適用されません(兼業可)。</p> <p>※ 地方公務員法の懲戒処分、分限処分の対象となります。</p>
-----------	--

1 0 個人情報の取扱いについて

本募集に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

1 1 問合せ先

若狭町教育委員会事務局

住所 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地

電話番号 0770-62-2730 (直通)

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで